



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 沖縄県税条例施行規則等の一部を改正する規則 (税務課) ..... 1

## 規 則

沖縄県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県規則第58号

#### 沖縄県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(沖縄県税条例施行規則の一部改正)

**第1条** 沖縄県税条例施行規則 (昭和47年沖縄県規則第15号) の一部を次のように改正する。

第18条中「若しくは個別帰属法人税額」を削る。

第29条第1項中「公益財団法人沖縄県体育協会」を「公益財団法人沖縄県スポーツ協会」に改める。

第16号様式 (裏) を次のように改める。

(裏)

◎滞納処分  
この督促に係る徴収金を、この督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないと財産差押えの処分をすることになります。

◎延滞金の納付  
滞納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額(1,000円未満の端数は切り捨て、全額が2,000円未満の場合は全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合を加算した割合(以下「延滞金特別基準割合」といいます。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とし、加算した割合(延滞金特別基準割合を除く。)が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とすると、乗じて計算した延滞金を加算されます。

◎不服の申立て  
この督促について不服があるときは、この督促状を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当所を経由して提出してください。

◎処分の取消しの訴え  
この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の1から3までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

◎県税の納付場所

- 1 琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、コザ信用金庫、みずほ銀行、沖縄県労働金庫、沖縄県農業協同組合、沖縄県信用漁業協同組合連合会本店、鹿児島銀行
- 2 沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局 ※指定納期限を過ぎるとゆうちょ銀行・郵便局では納められません。
- 3 コンビニエーストア ※指定期限を過ぎるとコンビニエーストア・サークルK・サンクス・セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、コミュニティ・ストア、ヤマザキデイリーストア、セブン-イレブン、ポプラグループ、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、MMK設置店
- 4 スマートフォン「モバイルレジ」によるクレジットカード支払い、インターネットバンキング支払い
- 5 スマートフォンによるLINEPay支払い ※指定期限を過ぎるとLINEPayでは納められません
- 6 沖縄県の機関 以下の機関では、窓口での納付又はこの督促状を同封の上現金書留での納付ができます。
 

〒900-0029 那覇市旭町116番地37 (南部合同庁舎 3階)	沖縄県那覇県税事務所	☎ 098-867-1377・1387
〒904-2155 沖縄市美原1丁目6番34号 (中部合同庁舎 1階)	沖縄県コザ県税事務所	☎ 098-894-6502・6503
〒905-0015 名護市大原1丁目13番11号 (北部合同庁舎 1階)	沖縄県各議県税事務所	☎ 0980-52-5138
〒901-2134 浦添市港川500番地の10	沖縄県自動車税事務所	☎ 098-879-1621
〒906-0012 宮古島市平良字西里1125番地 (宮古合同庁舎 1階)	沖縄県宮古県税事務所県税課	☎ 0980-72-2553
〒907-0002 石垣市宇真栄里438番地の1 (八重山合同庁舎 1階)	沖縄県八重山県税事務所県税課	☎ 0980-82-3045

第17号様式（表）中

指定期限を過ぎた場合はゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア、クレジットカードでの納付はできません。

を

指定期限を過ぎた場合は郵便局、コンビニエンスストア、LINEPayでの納付はでき

ゆうちょ銀行・郵便局、モバイルレジ、

に改め、同様式（裏）を次のように改める。

(裏)

不服の申立て

この督促について不服があるときは、この督促を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、沖縄県知事に対して審査請求することができます。

審査請求書(正副2通)は、自動車税事務所又は宮古・八重山事務所県税課を経由して提出するようになっています。

処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の1から3までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金について

納期限までに納付されないうときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額(1,000円未満の端数は切り捨て、全額が2,000円未満の場合は全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特別基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては、その年に於ける延滞金特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とし、加算した割合(延滞金特別基準割合を除く。)が年0.1パーセント未満の場合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。)を乗じて計算した延滞金

県税の納付場所

- 1 金融機関 琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、みずほ銀行、沖縄県労働金庫、沖縄県農業協同組合、沖縄県信用漁業協同組合連合会本店、鹿児島銀行
- 2 沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局 ※指定期限を過ぎるとゆうちょ銀行・郵便局では納められません。
- 3 コンビニエンスストア ※指定期限を過ぎるとコンビニエンスストアでは納められません。  
 ファミリーマート、ローソン、コミュニティ・ストア、サークルK・サンクス、セーブオン、セブン-イレブン、ポプラグループ、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、MMK設置店
- 4 スマートフォン「モバイルレジ」によるクレジットカード支払い、インターネットバンキング支払い ※指定期限を過ぎるとモバイルレジでは納められません。
- 5 スマートフォンによるLINEpay支払い ※指定期限を過ぎるとLINEpayでは納められません。
- 6 沖縄県の機関 以下の機関では、窓口での納付又はこの督促状を同封の上現金書留での納付ができません。  
 〒900-0029 那覇市旭町116番地37 (南部合同庁舎3階) 沖縄県那覇県税事務所 Ⅱ 098-867-1377・1387  
 〒904-2155 沖縄市美原1丁目6番34号 (中部合同庁舎1階) 沖縄県コザ県税事務所 Ⅱ 098-804-6507・6503  
 〒905-0015 名護市大南1丁目13番11号 (北部合同庁舎1階) 沖縄県名護県税事務所 Ⅱ 0980-52-5138  
 〒901-2134 浦添市港川500番地の10 沖縄県自動車税事務所 Ⅱ 098-879-1621  
 〒906-0012 宮古市平良字西里1125番地 (宮古合同庁舎1階) 沖縄県宮古事務所県税課 Ⅱ 0980-72-2553  
 〒907-0002 石垣市字真栄里438番地の1 (八重山合同庁舎1階) 沖縄県八重山事務所県税課 Ⅱ 0980-82-3045

第19号様式（裏）を次のように改める。

(裏)

不服の申立て

この督促について不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、沖縄県知事に対して審査請求することができます。  
審査請求書（正副2通）は、なるべく当所を經由して提出してください。

処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しを提起することができます。ただし、次の1から3までのいずれか1つに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金について

納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額（1,000円未満の端数は切り捨て、金額が2,000円未満の場合は全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特別基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（延滞金特別基準割合を除く）が年0.1パーセント未満の場合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。）を乗じて計算した延滞金を加算されます。

県税の納付場所

- 1 金融機関 琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、みずほ銀行、沖縄県労働金庫、沖縄県農業協同組合、沖縄県信用漁業協同組合連合会本店、鹿兒島銀行
- 2 沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局 ※指定期限を過ぎるとゆうちょ銀行・郵便局では納められません。
- 3 コンビニエンスストア ※指定期限を過ぎるとコンビニエンスストアでは納められません。  
ファミリーマート、ローソン、コミュニティ・ストア、サークルK・サンクス、セーブオン、セブンイレブン、ポプラグループ、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアー、MMK設置店
- 4 スマートフォン「モバイルレジ」によるクレジットカード支払い、インターネットバンキング支払い ※指定期限を過ぎるとモバイルレジでは納められません。
- 5 スマートフォンによるLINEPay支払い ※指定期限を過ぎるとLINEPayでは納められません。
- 6 沖縄県の機関 以下の機関では、窓口での納付又はこの督促状を同封の上現金書留での納付ができます。  

沖縄県那覇県税事務所	☎ 098-867-1377・1387
〒900-0029 那覇市旭町116番地37（南部分庁舎3階）	☎ 098-804-6502・6503
〒904-2155 沖縄県美原1丁目6番34号（中部合同庁舎1階）	☎ 0980-52-5138
〒905-0015 沖縄県浦添1丁目13番11号（北部合同庁舎1階）	☎ 0980-52-5138
〒901-2134 浦添市港川500番地の10	☎ 0980-879-1621
〒906-0012 宮古島市平良字西里1125番地（宮古合同庁舎1階）	☎ 0980-72-2553
〒907-0002 石垣市宇真栄里438番地の1（八重山合同庁舎1階）	☎ 0980-82-3045

第24号様式注1中「以後」を「から令和2年12月31日まで」に改め、「割合」とする。」の次に「令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とし、加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。」を加える。

第26号様式中「特例基準割合」の次に「（令和3年1月1日以後は延滞金特例基準割合）」を、「定める割合」の次に「（令和3年1月1日以後は、同項又は同条第5項に定める割合）」を加える。

第71号様式及び第72号様式の2から第72号様式の4までの規定中「以後」を「から令和2年12月31日まで」に改め、「割合」とする。」の次に「令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とし、加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。」を加える。

第78号様式（裏）を次のように改める。

(墓)

注1

地方税法第72条の2第3項及び沖縄県条例第46条第3項の規定により表記のとおり事業税が課されま

すので、納付してください。
納期限までに納付されないうときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額(1,000円未

満の端数は切り捨て、全額が2,000円未満の場合は全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(当該納

期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を加算した前年

に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該延滞金特例基準割合)に年7.3パー

セント(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中

において、年14.6パーセントの割合にあつては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3パー

セントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1

パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年

7.3パーセントの割合)とし、加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセント未

満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。)を乗じて計算した延滞金を加算されます。

この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に

に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができま

す。審査請求をすることによって、審査請求書(正副2通)は、なるべく当所を経由して提出してください。

この処分の取消しの訴えは、上記3の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができ

ません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に沖

縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。)、処分の取消しの

訴えを提起することになります。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求

に対する裁決を経ないで処分の取消しを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があると

き。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

5 納付後の領収書等は大切に7年間保存してください。

県税の納付場所

(1) 金融機関 琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、みずほ銀行、沖縄県労働金庫、沖

縄県農業協同組合、沖縄県信用漁業協同組合連合会本店、鹿児島銀行

(2) 沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局 ※納期限を過ぎるとゆうちょ銀行・郵便局では納められませ

ん。

(3) コンビニエンスストア ※納期限を過ぎるとコンビニエンスストアでは納められません。

ファミリーマート、ローソン、コミュニティ・ストア、サークルK・サンクス、セブンオン、セブ

ンイレブ、ポプラグループ、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、M

IK設置店

(4) スマートフォンアプリ「モバイルレジ」によるクレジットカード支払い又はインターネットバンキ

ング支払い ※納期限を過ぎるとモバイルレジでは納付できません。

(5) スマートフォンアプリ「LINE」によるLINEpay請求書支払い ※納期限を過ぎるとLINEでは納付で

きません。

(6) 沖縄県の機関 \*以下の機関では、窓口での納付又は本納税通知書を同封のうえ現金書留での納付

に限りま

す。

〒900-0029 那覇市旭町116番地37 (南部合同庁舎3階) T E L 098-867-1377・1387

沖縄県那覇県税事務所 T E L 098-867-1377・1387

〒904-2155 沖縄市美原1丁目6番34号 (中部合同庁舎1階) T E L 098-894-6502・6503

沖縄県コザ県税事務所 T E L 098-894-6502・6503

〒905-0015 名護市大南1丁目13番111号 (北部合同庁舎1階) T E L 0980-52-2824・5138

沖縄県名護県税事務所 T E L 0980-52-2824・5138

〒906-0012 宮古高市平良字西里1125番地 (宮古合同庁舎1階) T E L 0980-72-2553

沖縄県宮古県税事務所 T E L 0980-72-2553

〒907-0002 石垣市宮真菜里438番地の1 (八重山合同庁舎1階) T E L 0980-82-3045

沖縄県八重山県税事務所 T E L 0980-82-3045

第79号様式（裏）注2中「「特例基準割合」」を「「延滞金特例基準割合」」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、「割合）」の次に「とし、加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合」を加える。

第86号様式（裏）を次のように改める。



(墓)

注1

地方税法第73条の2及び沖縄県条例第61条の規定により表記のとおり不動産取得税が課されますので、納付してください。

2

納期限までに納付されなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額(1,000円未満の端数は切り捨て、全額が2,000円未満の場合は全額を切り捨て。)に年14.6パーセント(当該年の前納期限の翌日から11月を經過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した場合(以下「延滞金特別基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合を加算しない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては、その年における延滞金特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合が年7.3パーセントの割合を超えた場合には、年7.3パーセントの割合を加算した割合(延滞金特別基準割合を除く。)が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。)を乗じて計算した延滞金を加算されます。

3

この処分に対する不服がある場合には、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当所を經由して提出してください。

4

この処分の取消しの訴えは、上記3の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を經過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

県税の納付場所

- (1) 金融機関  
琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、みずほ銀行、沖縄県労働金庫、沖縄県農業協同組合、沖縄県信用漁業協同組合連合会本店、鹿児島銀行
- (2) 沖縄県内のゆうちょおよび銀行・郵便局では納められません。  
※納期限を過ぎるとゆうちょ銀行・郵便局では納められません。
- (3) コンビニエンスストア ※納期限を過ぎるとコンビニエンスストアでは納められません。セブ  
ファイバーマート、ローソン、コミュニティ、ストア、サークルK・サンクス、セブ  
ンイレブン、ポプラグループ、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、M  
MK設置店
- (4) スマートフォンアプリ「モバイルレジ」によるクレジット・カード支払い又はインターネットバンキ  
ング支払い ※納期限を過ぎるとモバイルレジでは納付できません。
- (5) スマートフォンアプリ「LINE」によるLINEPay請求書支払い、※納期限を過ぎるとLINEでは納付で  
きません。
- (6) 沖縄県の機関  
\*以下の機関

〒900-0029 那覇市加那利116番地37 (南都合同庁舎3階) T E L 098-867-1377・1387

〒904-2155 沖縄市美原1丁目6番34号 (中部合同庁舎1階) T E L 098-894-6502・6503

〒905-0015 名護市大南1丁目13番11号 (北都合同庁舎1階) T E L 0980-52-2824・5138

〒906-0012 宮古島市平良字西里1125番地 (宮古合同庁舎1階) T E L 0980-72-2553

〒907-0002 石垣市字真栄里438番地の1 (八重山合同庁舎1階) T E L 0980-82-3045

沖縄県八重山事務所県税課

第86号様式の2(裏)を次のように改める。

(裏)

注1

地方税法第73条の2及び沖縄県税条例第61条の規定により表記のとおり不動産取得税が課されますので、納付してください。

2

納期限までに納付されるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額(1,000円未満の端数は切り捨て、全額が2,000円未満の場合は全額を切り捨て)に年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合)において「延滞金特例基準割合」とし、加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超えない場合は、年14.6パーセントの割合)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とし、加算した割合(延滞金特例基準割合を除く)が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とす。)を乗じて計算した延滞金を加算されます。

3

この処分不服がある場合には、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当所を経由して提出してください。

4

この処分の取消しの訴えは、上記3の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することとなります。ただし、次の①から③までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

県税の納付場所

- (1) 金融機関
  - 琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、みずほ銀行、沖縄県労働金庫、沖縄県農業協同組合、沖縄県信用漁業協同組合連合会本店、鹿児島銀行
- (2) 沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局
  - ※納期限を過ぎるとゆうちょ銀行・郵便局では納められません。
- (3) コンビニエンスストア ※納期限を過ぎるとコンビニ・ストア、サークルK・サンクス、セブオン、セブンイレブン、ポプラグループ、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、M&M 設置店
- (4) スマートフォンアプリ「モバイルレジ」によるクレジットカード支払い又はインターネットバンク決済支払い ※納期限を過ぎるとモバイルレジでは納付できません。
- (5) スマートフォンアプリ「LINE」によるLINEPay請求書支払い ※納期限を過ぎるとLINEでは納付できません。
- (6) 沖縄県の機関
  - 千900-0029 那覇市旭町116番地37 (南部合同庁舎3階) T E L 098-867-1377・1387
  - 千904-2155 沖縄市美原1丁目6番34号 (中部合同庁舎1階) T E L 098-894-6502・6503
  - 千905-0015 名護市大南1丁目13番11号 (北部合同庁舎1階) T E L 0980-52-2824・5138
  - 千906-0012 宮古島市平良字西里1125番地 (宮古合同庁舎1階) T E L 0980-72-2553
  - 千907-0002 石垣市字真栄里488番地の1 (八重山合同庁舎1階) T E L 0980-82-3045

第95号様式の7注1及び第126号様式注1中「以後」を「から令和2年12月31日まで」に改め、「割合」とする。」の次に「令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とし、加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。」を加える。

第144号様式注2中「「特例基準割合」」を「「延滞金特例基準割合」」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、「割合）」の次に「とし、加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合」を加える。

第145号様式中「以後」を「から令和2年12月31日まで」に改め、「割合」とする。」の次に「令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とし、加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。」を加える。

第165号様式注1中「以後」を「から令和2年12月31日まで」に改め、「割合」とする。」の次に「令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とし、加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。」を加える。

第166号様式（表）中

「  
納期限を過ぎた場合は、  
ゆうちょ銀行・郵便局、  
コンビニエンスストア、  
クレジットカードでの納  
付はできません。」

を

「  
納期限を過ぎた場合は、  
ゆうちょ銀行・郵便局、  
コンビニエンスストア、  
モバイルレジ、LINEPay  
での納付はできません。」

に改め、同様式

（裏）を次のように改める。

(表)

納税証明書について

納税証明書は車検を受ける際に必要になりますので、納付後に切り離して「自動車検査証」と一緒に保管してください。

自動車を他人に譲渡する場合にはこの証明書も渡してください。

本証明書の「領収日付印欄」が無効表示されている場合は、前年度以前に未納等があるためです。速やかに右記「4.⑤」沖縄県の機関で、納付のうえ証明書の交付申請をしてください。

無効表示は4月1日現在で付したものです。それ以後に納付された方にも表示されていますのでご了承ください。

注1

- 納税期限までに納付しなかった場合は、納税期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、税額(1,000円未満の端数があるときはその全額)が2,000円未満であるときは、その端数を切り捨て、またその全額が2,000円未満(納税期限の翌日から1月を超過する)を全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納税期限の翌日から1月を超過する)の加算率を適用する。
- 1 当該年の前年に租税特別措置法第9条第2項の規定に基づき告示された割合(年1.4パーセント)の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、年の年中において、年14.6パーセントの割合に達しない場合は、延滞金特例基準割合(年7.3パーセント)の割合を適用した割合とし、年7.3パーセントの割合を超えている場合は、年14.6パーセントの割合を適用した割合とし、加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセント未満の場合は、加算されず。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内、に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができ、審査請求書(正副2通)は、なるべく当所を経由して提出してください。
- 3 この処分の取消しの訴えは、上記2の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができ、審査請求がなされる(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができ、審査請求がなされる(4)の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- 4 (1) 処分、処分執行又は手続きの執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (2) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 5 本納税通知書にて下記の金融機関、沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア(全国の店舗)、モバイルレジ(クレジットカード支払い、インターネットバンキング支払い)、LINE Pay又は県の機関で納付してください。
- (1) 金融機関  
琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 ヨサ信用金庫 みずほ銀行 沖縄県労働金庫、沖縄農業協同組合、沖縄県信用漁業協同組合連合会本店、鹿児島銀行
- (2) 沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局 ※納税期限を過ぎるとゆうちょ銀行・郵便局では納められません
- (3) コンビニエンスストア ※納税期限を過ぎるとコンビニエンスストアでは納められません
- (4) フォーミー・スマート、ローソン、コミュニティ・ストア、サークルK・サンクス、ヤマザキ、セブンイレブン、ポプラグループ、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、MMK総店、住友クレジットカード支払い又はインターネットバンキング支払い ※納税期限を過ぎるとモバイルレジでは納付できません
- (5) 上記LINEによるLINE Pay 請求書払い ※納税期限を過ぎるとLINEでは納付できません
- 6 沖縄県の機関  
※以下の機関では、窓口での納付又は本納税通知書を同封の上現金書留での納付ができません
- 〒900-0029 那覇市旭町118番地37 (南部合同庁舎3階) TEL 098-867-1377・1387
  - 〒904-2155 沖縄県美原1丁目16番34号 (中部合同庁舎1階) TEL 098-894-6502・6503
  - 〒905-0015 名護市大崎1丁目13番11号 (北部合同庁舎1階) TEL 0980-52-5138
  - 〒901-2134 浦添市港川1500番地の10 沖縄県名護県民事務所
  - 〒906-0012 宮古市平良字西里1125番地 (宮古合同庁舎1階) TEL 0980-72-2553
  - 〒907-0002 石垣市真来里438番地の1 (八重山合同庁舎1階) 沖縄県八重山県民事務所 TEL 0980-82-3045

車検用として利用される際にお切り離してください。

第166号様式の2(表)中

「納期限を過ぎた場合は、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストアでの納付はできません。」

を

「納期限を過ぎたコンビニエンスでの納付はでき

「場合は、ゆうちょ銀行・郵便局、ストア、モバイルレジ、LINEPay

に改め、同様式(裏)を次のように改める。

ません。」



第175号様式(裏)及び第175号様式の2(裏)中「「特例基準割合」」を「「延滞金特例基準割合」」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、「割合)」の次に「とし、加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)」が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合を加え、「、商工組合中央金庫那覇支店」を削る。

第181号様式(裏)注2中「「特例基準割合」」を「「延滞金特例基準割合」」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、「割合)」の次に「とし、加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)」が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合を加える。

第213号様式(表)中「平成 年度」を「 年度」に改める。

第213号様式の2注1中「「特例基準割合」」を「「延滞金特例基準割合」」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、「割合)」の次に「とし、加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)」が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合を加える。

(沖縄県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正)

**第2条** 沖縄県産業廃棄物税条例施行規則(平成18年沖縄県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第12号様式中「以後」を「から令和2年12月31日まで」に改め、「割合)とする。」の次に「令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とし、加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。))が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。」を加える。

(沖縄県石油価格調整税条例施行規則の一部改正)

**第3条** 沖縄県石油価格調整税条例施行規則(平成27年沖縄県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第14号様式中「年7.3パーセント)の割合)」の次に「平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、」を、「割合)とする。」の次に「令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とし、加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。))が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中沖縄県税条例施行規則第29条第1項の改正規定 公布の日
  - (2) 第1条(前号及び次号に掲げる改正規定を除く。)、第2条及び第3条の規定並びに次項の規定 令和3年1月1日
  - (3) 第1条中沖縄県税条例施行規則第18条の改正規定 令和4年4月1日
- 2 前項第2号に掲げる規定の施行の際現に第1条の規定による改正前の沖縄県税条例施行規則、第2条の規定による改正前の沖縄県産業廃棄物税条例施行規則又は第3条の規定による改正前の沖縄県石油価格調整税条例施行規則の規定に基づいて印刷された様式については、当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)</p>
---	--